

役員報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人にいざ

平成 29 年規程第 13 号（評議員会議決）

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人にいざ（以下「法人にいざ」という。）定款第 16 条第 1 項に定める役員に対する報酬及び費用に関し定款第 23 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）常勤理事とは、定款第 4 条に定める事務所を勤務場所とし、週 3 日以上法人にいざの業務に従事する理事をいう。

（3）非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。

（4）報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。

（5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

（報酬の支給）

第 3 条 法人にいざは、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事の報酬は、月額とする。

3 非常勤役員の報酬は、理事会及び監査のほか役員の職務として出席するものについて、その都度日額とする。

4 理事が法人にいざの職員を兼ねる場合は、給与規程（平成 16 年規程第 5 号）を適用し、報酬及び費用は支給しない。

（報酬等の額の総額）

第 4 条 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の額の総額は、年度当初予算の総収入額の 2% の額と 200 万円のいずれか低い方の額を超えない額とする。

（報酬の額の決定）

第 5 条 常勤理事及び非常勤役員の報酬は、別表 1 に定める金額とする。

（報酬の支給日）

第 6 条 常勤理事の報酬は月額をもって支給するものとし、支給日は給与規程第 5 条を準用するものとする。

2 非常勤役員にあつては、理事会出席等の都度支払うものとする。

（費用）

第 7 条 法人にいざは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことがで

きる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2 費用の額は、別表2により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

(報酬及び費用の支給方法)

第8条 常勤理事の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法をもって支給し、費用は、本人に直接支給する。

2 常勤理事が、月の中途において、選任又は退任及び解任等されたときは、その月の現日数を基準とし、日割りによって計算するものとする。

3 非常勤役員の報酬及び費用は、本人に直接支給する。

4 報酬は法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の議決を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 役員の報酬等及び費用に関する規程（平成26年規程第8号）は廃止する。

別表1 常勤理事及び非常勤役員の報酬

区 分	額
常勤理事	月額 135,000円
非常勤役員	日額 2,000円

別表2 費用の額

区 分	額
役員の出張等に係る費用	費用弁償等の支給に関する規程第3条第3項を適用する。
その他	実費相当額